

54—05 P

訂正審判の審理

1. 訂正審判の審理

合議体は、審判請求書及びこれに添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の記載を基に、訂正審判の請求が[特 § 126](#) に規定する要件を満たしているか否かを判断する（→[38—02](#)～[38—03](#)）。訂正審判が請求項（又は一群の請求項）ごとに請求されているとき（→[38—00](#) の 2. ）は、請求項（又は一群の請求項）ごとに訂正の適否の判断を行う。

2. 訂正拒絶理由通知

(1) 審判長は、審判の請求が[特 § 126](#)①ただし書各号に掲げる事項を目的とせず又は特許法 126 条第 5 項、第 6 項若しくは第 7 項の規定に適合しないときは、請求人にその理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない（[特 § 165](#)）。

(2) 訂正拒絶理由では、例えば、次のように記載する。

（文例 1）……。したがって、本件の訂正審判の請求は、特許法第 126 条第 1 項ただし書各号のいずれをも目的としていない。

（文例 2）……。したがって、本件の訂正審判の請求は、特許法第 126 条第 5 項（又は第 6、7 項）の規定に適合していない。

(3) 指定期間内に意見書が提出されないか、あるいは提出されてもその意見を採用しないときには、審理の終結を通知した上で請求不成立（一部請求成立の場合もある）の審決をする（参考：[知財高判令 4.2.2（令 3（行ケ）10037 号）](#)）。

(4) 訂正拒絶理由通知に対し、審判請求書に記載された請求の趣旨（訂正事項等）について補正された場合、当該補正が請求書の要旨を変更するものでないときは、補正された請求の趣旨（訂正事項等）について、更に審理をす

る。当該補正が請求書の要旨を変更するものであるときは、当該補正を採用せず、審理の終結を通知した上で審決をする。このときは、補正を採用しないこと及びその理由を審決の理由に記載する（→[54—04](#)の4.(2)、[54—05.1](#)）。

3. 特許無効審判又は特許異議の申立てとの関連的な取扱い

- (1) 無効審判との関連的な取扱い（→[51—22](#)）
- (2) 特許異議の申立てとの関連的な取扱い（→[67—10](#)）

（改訂 R5.12）